

改正後	現行
東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（案）	東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱
27 福保高介第1437号 平成28年4月1日	27 福保高介第1437号 平成28年4月1日
28 福保高介第1535号 平成29年4月1日	28 福保高介第1535号 平成29年4月1日
29 福保高介第102号 平成29年4月12日	29 福保高介第102号 平成29年4月12日
29 福保高介第1972号 平成30年4月1日	29 福保高介第1972号 平成30年4月1日
31 福保高介第2255号 令和2年4月1日	31 福保高介第2255号 令和2年4月1日
2 福保高介第1789号 令和3年4月1日	2 福保高介第1789号 令和3年4月1日
<u>4 福保高介第2100号</u> <u>令和5年4月1日</u>	
1から3（1）まで（現行のとおり）	1から3（1）まで（略）
<p>(2) 主任介護支援専門員としての実践要件</p> <p>主任介護支援専門員の役割を果たすため、修了証明書の有効期間内に以下のアからクまでのいずれかにより、他の介護支援専門員に適切な助言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者</p> <p>なお、修了証明書の有効期間内に他道府県から登録移転（転入）をした場合は、</p>	<p>(2) 主任介護支援専門員としての実践要件</p> <p>主任介護支援専門員の役割を果たすため、修了証明書の有効期間内に以下のアからクまでのいずれかにより、他の介護支援専門員に適切な助言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者</p> <p>なお、修了証明書の有効期間内に他道府県から登録移転（転入）をした場合は、</p>

規定中「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとする。また、他道府県から登録移転する前の期間において、登録移転前道府県における主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす場合、当該期間において以下要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとする。

アからクまで (現行のとおり)

(3) 主任介護支援専門員としての資質向上要件

主任介護支援専門員としての資質向上を図るため、修了証明書の有効期間内に以下のアからオまでのいずれかに該当する者

なお、修了証明書の有効期間内に他道府県から登録移転(転入)をした場合は、規定中「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとする。また、他道府県から登録移転する前の期間において、登録移転前道府県における主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす場合、当該期間において以下要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとする。

アからオまで (現行のとおり)

4から9まで (現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

規定中「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとする。

アからクまで (略)

(3) 主任介護支援専門員としての資質向上要件

主任介護支援専門員としての資質向上を図るため、修了証明書の有効期間内に以下のアからオまでのいずれかに該当する者

なお、修了証明書の有効期間内に他道府県から登録移転(転入)をした場合は、規定中「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとする。

アからオまで (略)

4から9まで (略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。